



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 公共測量の実施の通知（農地農村整備課） 1
- 地域森林計画の案の縦覧（森林管理課） 1
- 民有保安林の指定の予定（森林管理課） 1
- 民有保安林の指定の解除の予定（森林管理課） 2
- 沖縄県立博物館・美術館の観覧料の承認（文化振興課） 2

公 告

- 開発行為に関する工事の完了（建築指導課） 3

告 示

沖縄県告示第402号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、恩納村長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年11月11日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施する地域 恩納村（野原地区）
- 2 公共測量を実施する期間 令和4年8月1日から令和5年3月24日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量）

沖縄県告示第403号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定により、宮古八重山地域森林計画区に係る地域森林計画をたてる予定であるので、当該地域森林計画の案を縦覧に供する。

令和4年11月11日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 森林計画区の名称 宮古八重山地域森林計画区（石垣市一円、宮古島市一円、宮古郡一円及び八重山郡一円）
- 2 縦覧に供する書類の名称 宮古八重山地域森林計画書（案）
- 3 縦覧場所 沖縄県農林水産部森林管理課、沖縄県宮古農林水産振興センター農林水産整備課及び沖縄県八重山農林水産振興センター農林水産整備課
- 4 縦覧期間 令和4年11月11日から同年12月9日まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）
- 5 意見書の提出方法及び提出期限 当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に理由を付した文書をもって意見を申し立てることができる。意見書は、沖縄県農林水産部森林管理課、沖縄県宮古農林水産振興センター農林水産整備課又は沖縄県八重山農林水産振興センター農林水産整備課に提出すること。

沖縄県告示第404号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定で

ある。

令和4年11月11日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 指定予定保安林の所在場所 名護市字世富慶前平原596番・598番・606番（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。
 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県農林水産部森林管理課及び沖縄県北部農林水産振興センター森林整備保全課において縦覧に供する。）

沖縄県告示第405号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

令和4年11月11日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 解除予定保安林の所在場所 島尻郡南大東村字北55番4、60番2
- 2 保安林として指定された目的 潮害の防備
- 3 解除の理由 道路用地とするため

沖縄県告示第406号

沖縄県立博物館・美術館の設置及び管理に関する条例（平成18年沖縄県条例第72号）第11条第5項の規定により、次のとおり沖縄県立博物館・美術館の観覧料を承認した。

令和4年11月11日

沖縄県文化観光スポーツ部長 宮 城 嗣 吉

- 1 施設の名称 沖縄県立博物館・美術館
- 2 指定管理者 一般財団法人沖縄美ら島財団 本部町字石川888番地
- 3 観覧料を承認した期間 令和5年1月20日から同年2月19日まで
- 4 観覧料の額
 令和4年度博物館企画展 美ら島おきなわ文化祭2022関連特別展「宮内庁三の丸尚蔵館収蔵品展 皇室の美と沖縄ゆかりの品々」

区分		観覧料の額（1人につき）	
		個人の場合	団体の場合
博物館施設	一般	800円	640円
	大学生及び高校生	500円	400円
	中学生及び小学生	200円	160円

- 備考
- 1 「一般」とは、「大学生及び高校生」及び「中学生及び小学生」のいずれにも該当しない者（小学校就学の始期に達するまでの者を除く。）をいう。
 - 2 「大学生及び高校生」とは、大学の学生及び高等学校の生徒その他これらに準ずる者をいう。
 - 3 「中学生及び小学生」とは、中学校の生徒及び小学校の児童その他これらに準ずる者をいう。

- 4 「団体の場合」とは、20人以上の団体で観覧する場合及び教育委員会規則で定める場合をいう。

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和4年11月11日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和元年11月5日 沖縄県指令土第773号、令和2年3月4日 沖縄県指令土104号（変更）、令和3年3月26日 沖縄県指令土第260号（変更）、令和3年8月4日 沖縄県指令土第468号（変更）、令和4年9月16日 沖縄県指令土第689号（変更）、令和4年10月7日 沖縄県指令土第726号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 宮古島市伊良部字長浜前方原1639番1ほか5筆、1542番5ほか9筆のそれぞれの一部並びに1822番1地先及び1822番3地先（2工区）
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 宮古島市平良字西里1140番地 宮古島市長 座間味一幸
- 5 検査済証番号 令和4年10月26日 第4832号
- 6 工事完了年月日 令和4年10月7日

<p>発 行 所 沖 縄 県 総 務 部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印 刷 所 有限会社 ドリーム印刷 〒901-0314 沖縄県糸満市字座波1065番地</p>
--	--